

「環境衛生営業監視指導要領」の概要

1 作成の理由

神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市の管轄する区域を除く。）における環境衛生営業（理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館業施設及び公衆浴場における営業をいう。）施設の立入検査時等の監視指導すべき項目を定め、その業務の円滑な遂行を図るとともに衛生の向上及び確保することを目的とした「環境衛生営業監視指導要領」を作成した。

2 環境衛生営業監視指導要領の内容

以下の項目について環境衛生営業監視指導要領に定めた。

- (1) 環境衛生営業監視指導要領の目的について
- (2) 監視指導の対象について
- (3) 監視指導計画について
- (4) 監視指導項目について
- (5) 監視指導の方法について
- (6) 行政指導について
- (7) 自主管理体制の推進について
- (8) 監視指導結果の報告について

3 施行期日

施行日：令和8年4月1日